

新型コロナウイルス感染症に関する対応について【R5.5.8版】

対象及び状況	対応	出席停止の期間、その他
<u>生徒本人</u> の感染が判明した場合	出席停止	<p>発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで</p> <ul style="list-style-type: none"> ・無症状の感染者に対する出席停止の期間の取扱いについては、「検体を採取した日から5日を経過するまで」 ・「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること。 ・「発症した後五日を経過」や「症状が軽快した後一日を経過」については、発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算すること。 ・出席停止の期間を短縮することは基本的に想定されない。
生徒の <u>同居家族等</u> の感染が判明した場合	登校可能	令和5年5月8日以降は、濃厚接触者としての特定は行われなため、同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染しても行動制限及びその協力要請は行われなことを踏まえ、直ちに出席停止の対象とする必要はない。
<u>生徒本人</u> に発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合	欠席	自宅で休養することが重要であり、無理をして登校しない。 ※同一の学級において複数の生徒の感染が判明しており、感染しているおそれがあると認められる場合等は、学校長の判断により出席停止として取扱うことも可能。
<u>同居の家族等</u> に未診断の発熱等の症状がみられる場合	登校可能	家庭で体温や健康状態を確認するなど、健康観察を徹底した上で登校する。
<u>生徒本人</u> がワクチン接種を受ける場合	出席停止にすることも可能	期日や場所の選択が困難であり、かつ、接種場所までの移動に長時間を要する場合等で「校長が出席しなくてもよいと認めた場合」には 出席停止にすることも可能 。 ※ <u>出席停止とする判断は校長が行います。事前に、必ず担任へ相談してください。</u>
<u>生徒本人</u> がワクチン接種を受けた後、副反応が出た場合	欠席	副反応であるかにかかわらず、接種後、生徒に発熱等の風邪の症状が見られる場合であっても、出席停止とはならず欠席として扱う。

※出席停止の措置をとった場合は、ホームページから「学校感染症罹患等による出席停止申告書」を印刷し、必要事項を記入して登校可能となった日に提出する。